

情報システムの整備及び管理の 基本的な方針

<エグゼクティブサマリー>

デジタル庁

整備方針の位置づけ

新重点計画等で示した「目指す姿」に向けて、国・地方公共団体・独立行政法人等の**関係者が効果的に協働**できるように、特に情報システムの観点から重要な方針を示すもの。

政策

デジタル臨調
現在、方針検討中

全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に**デジタル原則**を共通の指針として策定

デジタル完結・自動化原則 相互運用性確保原則 デジタル共通基盤利用原則

アジャイルガバナンス原則 官民連携原則（GtoBtoCモデル）

デジタル田園都市構想
現在、方針検討中

オープンなデジタル基盤の上に、相互に連携可能なサービス事業者を集め、**国・地方が一体となって、官民一丸となった取組**の実現を目指す

今後
反映

計画

新重点計画

国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示すもの。

- ・ 目指す姿の定義
- ・ 基本的な施策の明示

デジタル庁が目指す姿（デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン）

これを効果的に実施するため、

- ④ 官民を挙げた人材の確保・育成
- ⑤ 新技術を活用するための調達・規制の改革
- ⑥ 国民の利便性向上の前提としての
- ⑦ 安全・安心の確保
- ⑧ 研究開発・実証の推進
- ⑨ 計画の検証・評価

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを届くことができ、多様な事業者が実現出来る社会 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化 デジタルを意識しないデジタル社会

内容を更新

政府情報システムの管理等に関する考え方

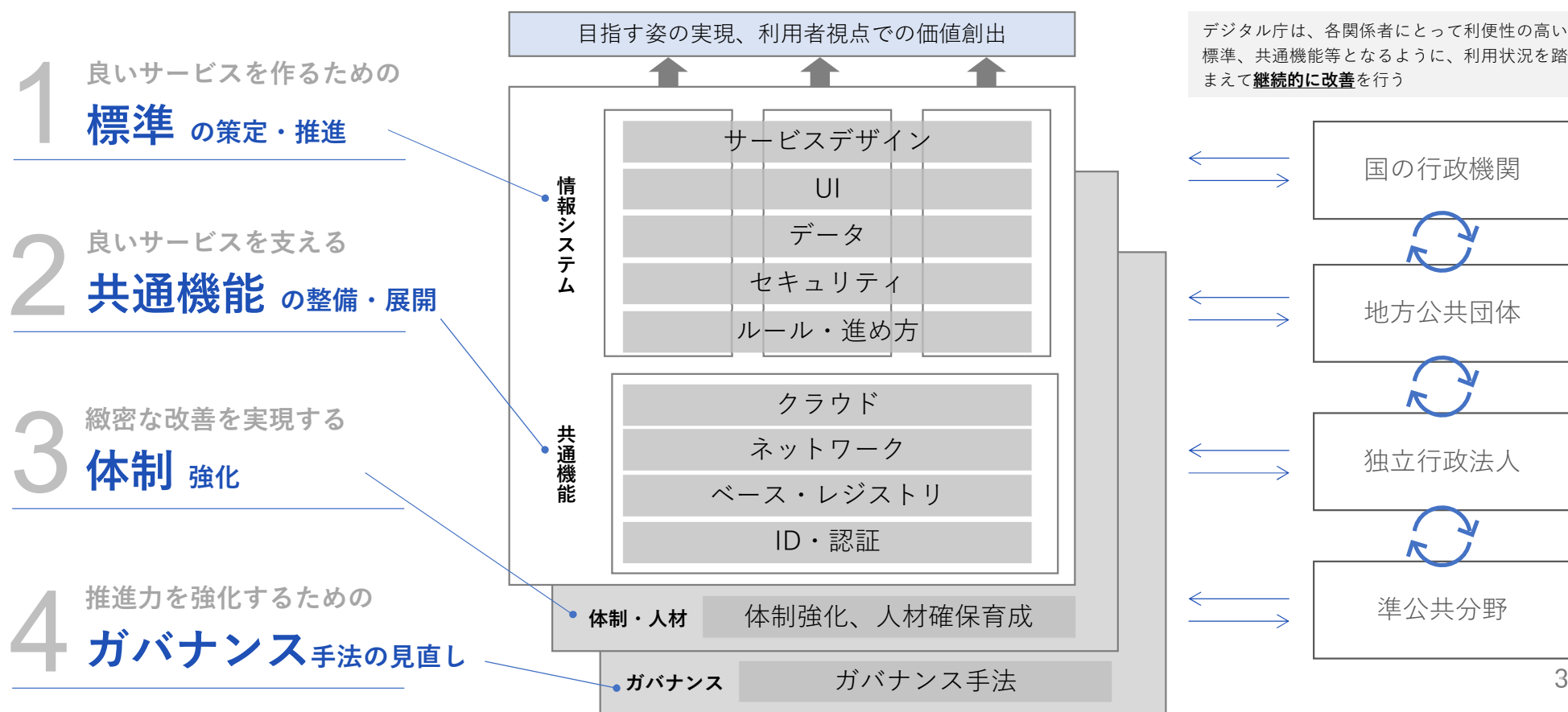
整備方針

「目指す姿」を実現するために、**特に情報システムの整備と管理の観点**から関係者が協働するための重要な方針について記載する

- 国の行政機関 **国の情報システム**の整備及び管理の基本的な方針
- 地方公共団体 **地方公共団体の情報システム**の整備及び管理の基本的な方針
- 独立行政法人 **独立行政法人の情報システム**の整備及び管理の基本的な方針
- 準公共分野 **準公共分野の情報システム**の整備及び管理の基本的な方針

4つの重点注力分野

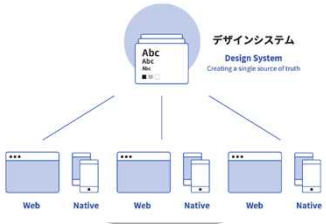

関係者が個々に努力するだけでは、目指す姿を実現できない。デジタル庁自身が特に4つの領域に注力し、旧来の課題を解消するとともに、**国・地方公共団体・独立行政法人・準公共分野等の関係者が効果的に協働**できるようにする。



1 良いサービスを作るための「標準」の策定・推進

利用者視点で良いサービスを作るために、各情報システムを横断して統一すべき技術標準や進め方等について、デジタル庁自身が各プロジェクトで実践を行いながら、技術検討会議を中心に成果をまとめ、継続的改善を行う。

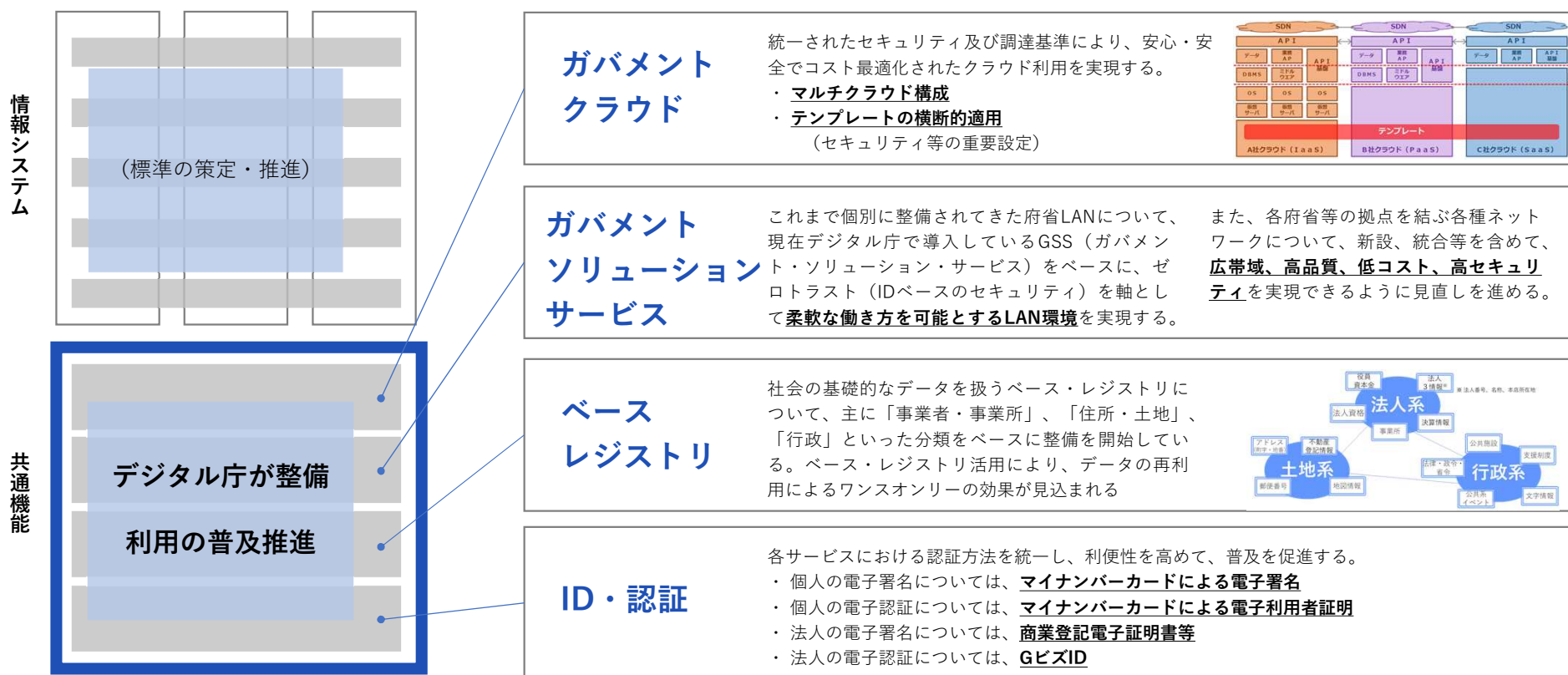
技術検討会議を中心とする検討

サービスデザイン	UIの改善	データ整備	セキュリティ	ルール・進め方
<p>利用者が実感できる効果を創出するためには、利用者の立場で実際に発生している事実を正しく把握し、利用者と協働で改善を行うサービスデザイン思考が重要。</p> <p>サービス設計12箇条の導入促進</p>  <p>第1条 利用者のニーズから出発する 第2条 事実を詳細に把握する 第3条 エンドユーザーで考える 第4条 全ての関係者に気配る 第5条 サービスはシシタにする 第6条 デジタル技術を機能的に活用する 第7条 利用者の日常体験に寄り添う 第8条 事実を詳細に把握する 第9条 オープンサービスを作る 第10条 検証も繰り返す 第11条 一画にやらず、一貫してやる 第12条 システムではなくサービスを作る</p> <p>今までも標準ガイドライン等で周知展開を図っていた。デジタル庁自身が各プロジェクトで率先して推進を徹底する。</p>	<p>「誰一人取り残さない」デジタル化を進めるため、ユニバーサルデザインを考慮したUIの設計等、利用者目線で、利用者に優しい行政サービスを実現。</p> <p>デザインシステムの整備 (ツールだけでなく、ガイド等を含む仕組み)</p>  <p>統一ウェブの推進 デジタル庁ウェブサイトで先行実証し、各省ウェブサイト等へ段階展開</p>	<p>「包括的データ戦略」に基づき、データ活用、データ連携を推進する。</p> <p>データの利活用や管理が効率的に行われるようにするために、データ品質管理フレームワークと評価モデルを整備する。</p> <p>データの相互運用性を確保するために、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。</p>	<p>複雑化・巧妙化したサイバー攻撃のリスクを踏まえ、サイバーセキュリティについての基本方針を定める。</p> <p>常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの推進 従来の「境界型セキュリティ」の考え方ではなく、ゼロトラストアーキテクチャに基づいてセキュリティを確保する考え方へ。</p> <p>サイバーレジリエンスの向上セキュリティフレームワークとして識別、防御、検知、対応、復旧を認識し対応することにより、セキュリティ対策による機密性の確保に加え、情報システムの完全性、可用性の強化も目指す。</p> <p>ポリシーと対策の関係性構造化及び追跡性確保 リアルタイムでのデータによるモニタリングを推進し、セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の関係性等を構造化して追跡可能とする。</p>	<p>業務改革 (BPR) を徹底し、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者として行政機関間のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行う。また、投資対効果を精査を十分に行う。</p> <p>情報システムの企画、予算、調達、設計開発、運用等の実務について規定する標準ガイドライン等について、現場のプロジェクトを円滑に推進する観点から継続的改定を行う。</p> 

※ 技術検討会議：整備方針の策定や各省が遵守すべき標準ガイドライン群の策定・改訂等を行うためにデジタル庁が設置した会議

2 良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開

重複投資を排除し統一性を確保することで、効率的に利便性の高い情報システムを整備することを目的に、デジタル庁は以下の**共通機能を整備**するとともに、各機能を利用するための**ガイドライン等の整備**を行う。

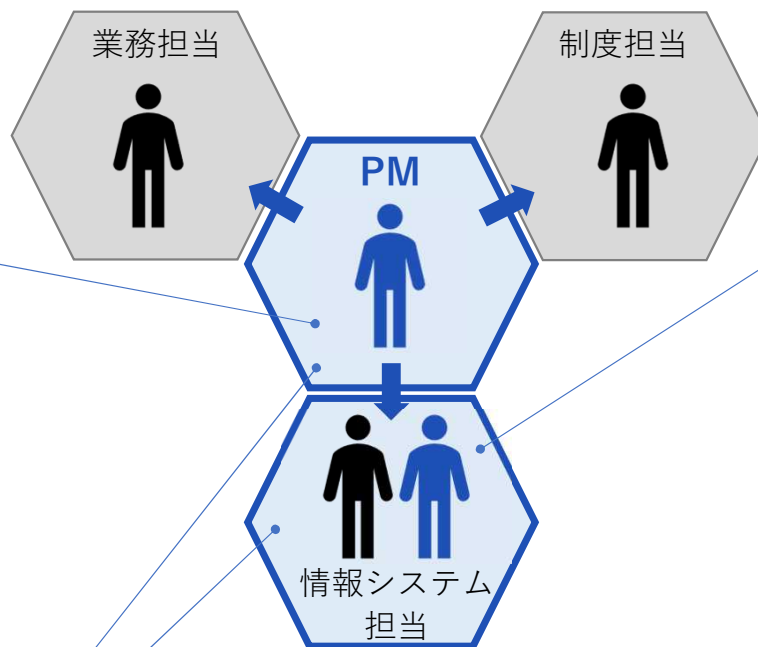
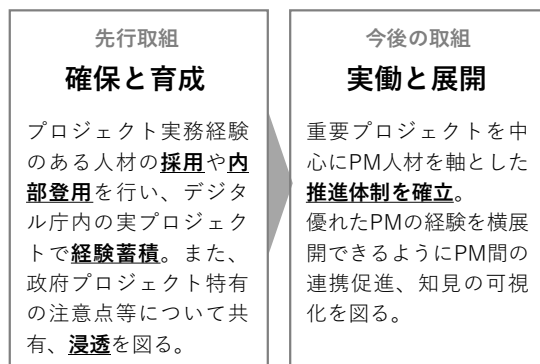


3 緻密な改善を実現する「体制」強化

あるべき姿を描いても実働部隊が不十分であった過去を踏まえ、制度・業務・情報システムの三位一体での改善を推進するPM（プロジェクトマネージャ）を担う人材や、エンジニアとしてIT技術に精通した人材をデジタル庁及び各府省で確保育成し、各プロジェクトを推進する。

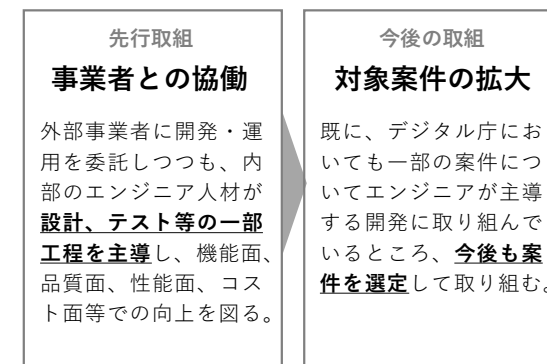
PMの確保育成

制度担当、業務担当と協働し、制度・業務の見直しも含めて良いサービスを作り出すために、**緻密な調整と丁寧な関係者調整**を行えるPM人材を増やし、各プロジェクトを推進する。



エンジニアの確保育成

外部事業者の開発管理の知見だけでなく、自らが情報システムを構築する技術知見を持って開発を推進できるエンジニア人材を増やし、**機動的かつ効率的**に各プロジェクトを推進する。



デジタル人材のコミュニティ形成

専門知識を有するデジタル人材によるコミュニティを形成し、現場における課題の収集、先行事例の集約、課題解決に向けた方向性の議論、ノウハウの横展開を促進する。また、技術検討会議で承認する文書や、ディスカッションペーパーの発出等、**成果を対外的に公開**し、オープンに良いものを取り入れる。

4 推進力を強化するための「ガバナンス手法」の見直し

デジタル庁は、ブレーキの役割（チェック、指導）よりも、アクセルや潤滑油（推進、支援、調整）としての役割をより重視し、サービス提供主体となることを目指す。また、全方位的な一律管理を目指すのではなく、重要なプロジェクトに重点的に推進支援を行う。

体制構築、連携促進

各府省（制度部門、業務部門等）と連携し、利用者視点でのBPRを実現できる十分な体制になっていなければ**体制強化に尽力**する。体制確保が全く見込めない場合には、政策立案過程において現実的な目標設定を提言、調整する。

困りごとの解決に注力

目指す姿の実現について各プロジェクトへ号令をかけるだけではなく、各プロジェクトが実務面で直面している困難な事象を把握し、その**解決や調整に注力**する。

見積作成時からの支援

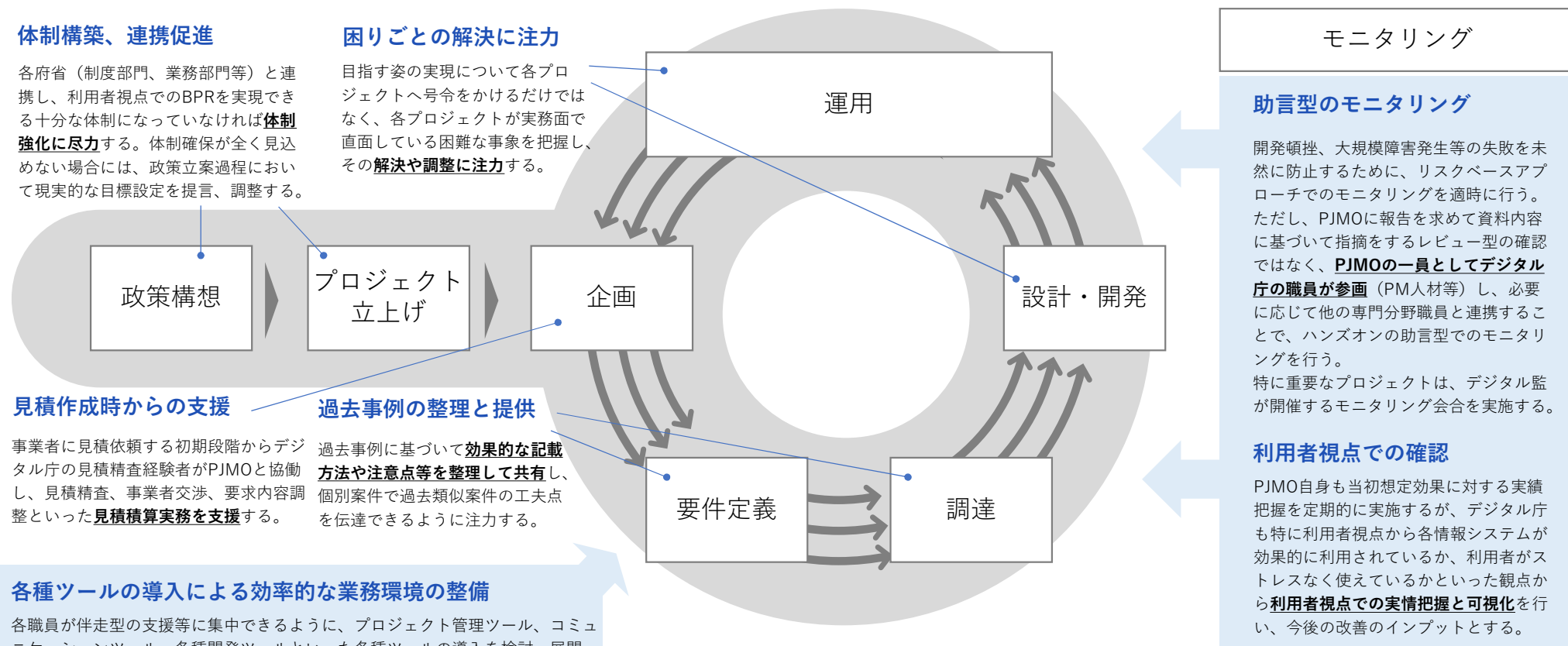
事業者に見積依頼する初期段階からデジタル庁の見積精査経験者がPJMOと協働し、見積精査、事業者交渉、要求内容調整といった**見積精査業務を支援**する。

過去事例の整理と提供

過去事例に基づいて**効果的な記載方法や注意点等を整理して共有**し、個別案件で過去類似案件の工夫点を伝達できるように注力する。

各種ツールの導入による効率的な業務環境の整備

各職員が伴走型の支援等に集中できるように、プロジェクト管理ツール、コミュニケーションツール、各種開発ツールといった各種ツールの導入を検討、展開。



各関係者に重視してほしいこと

デジタル庁、各府省、地方公共団体、独立行政法人、準公共分野等の関係者が、効果的に連携してプロジェクトを推進できるように、以下のように取組を進める。

<p>国の行政機関 (デジタル庁を含めた各府省)</p>	<p>政府情報システムの整備にあたっては、関係する分野の「標準」、「共通機能」の利用を原則とする。 ※ 利用者視点での利便性や互換性等を重視した上で、個々のプロジェクトの状況を踏まえて利用方法を判断する。 (段階的導入等も視野) ※ デジタル庁は、個々のプロジェクトで実効的に適否を判断できるようにガイドライン等の整備を行う。 ①、②システムについては、重点的に「体制強化」と「ガバナンス」の対象とする。 ③システムについては整備・運用ともに各府省が担うが、重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援する。</p>
<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体が情報システムを新たに構築する必要がある場合には、既に開発・利用されているアプリケーション等を最大限活用し、全体最適が図られることなく地方公共団体が各々に新たなシステムを構築することとならないよう、次の点に留意し、幅広く構築方式を検討する。 (1)国が提供する共通機能やアプリケーションを利用できないか。 (2)他の地方公共団体や地方公共団体情報システム機構等が提供するアプリケーションを共同で利用できないか。 (3)民間事業者が提供するアプリケーションを利用できないか。</p>
<p>独立行政法人</p>	<p>国、独立行政法人等の相互の連携を確保すること等を目的に、独立行政法人の情報システムの整備・管理について全体の状況を把握するため、令和4年度(2022年度)に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。</p>
<p>準公共分野</p>	<p>準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている状況であるため、実施主体及びユーザー両方の視点からの全体像を整理する。 その上で、共通機能の活用、分野間連携の推進、オープンデータの推進を図るとともに、制度・運用について不断の見直しを行う。</p>